

町税は納期限内に納めましょう!

悪質な滞納者に対し

滞納処分等を実施!

町税は、私たちが安心して暮らすための貴重な財源です。

納期限内に納付をされた方とされなかった方の不公平をなくし税負担の公平性を保つため、悪質な滞納者には法的措置を行うていくこともあります。ぜひ納期限内に納付をお願いします。

税金を納期限内に納付されない場合は、滞納となり、督促状や催告書で納付を催促します。それでも納付されないときは、財産調査を実施し、預貯金・給与・自動車の差押え等の滞納処分を行う場合があります。

※納期限内に納付がなく、督促状を送付した日から10日を経過した日までに完納されない場合は、
 ・滞納者の財産を差押えしなければならぬ
 ・法律に定められています。(国税徴収法第47条)

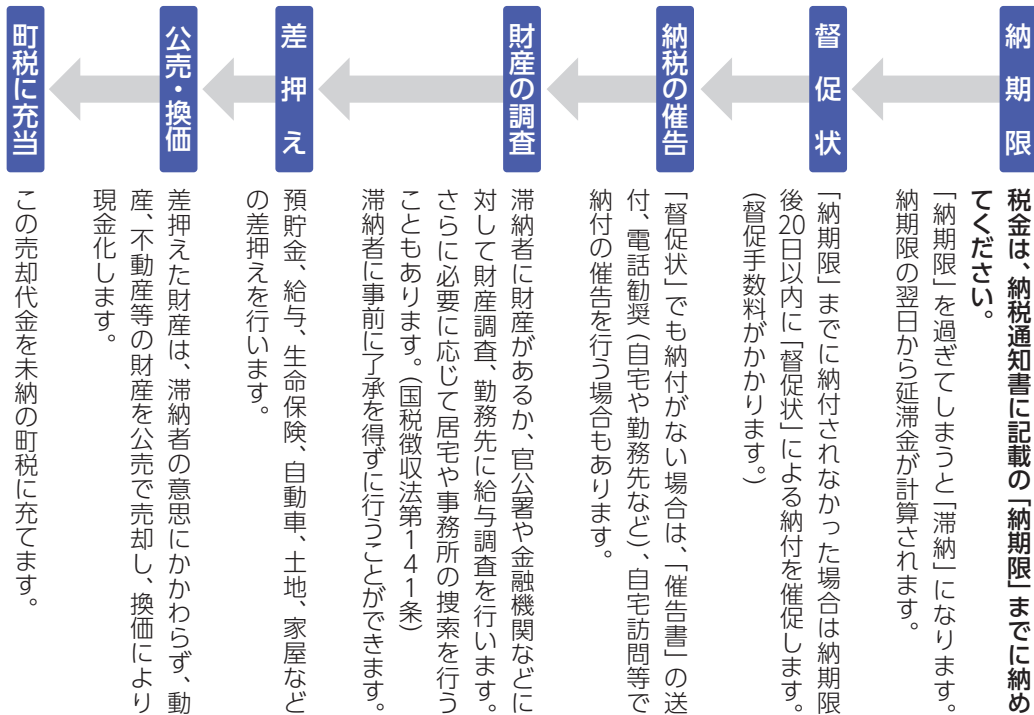
滞納を放置しておく...

延滞金が加算され続け、税金等の支払が高額になります。また、滞納処分を受けると経済的不利益や社会的信用を失うことにもなりかねません。

町としても本来は必要のない滞納整理に伴う調査経費や調査時間を費やすこととなります。再度、納付状況を確認いただき、滞納になっている場合には、早期に納付されますようお願いいたします。

特別な事情等により納税が困難な方は、町民税務課までご相談ください。

〈滞納処分の流れ〉



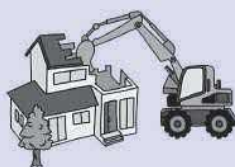
問合せ 町民税務課 Tel 0778-47-8014

固定資産税に関する

お知らせ

家屋を取り壊したときは、「家屋滅失届」を提出してください。

家屋滅失届を提出しないと、引き続き固定資産税が課せられる場合があります。届出後、滅失を確認した家屋は、翌年から課税されなくなります。



※居住用の家屋を取り壊し、土地を更地になると、固定資産税の課税標準額を軽減する住宅用地の特例は、受けられなくなります。

〈提出期限〉

令和5年12月28日(木)

償却資産の申告をしてください。

工場や商店等の事業主は事業用の機械や備品等について令和6年1月1日現在の所有状況を申告してください。

〈提出期限〉

令和6年1月19日(金)

問合せ

町民税務課
 Tel 0778-47-8014